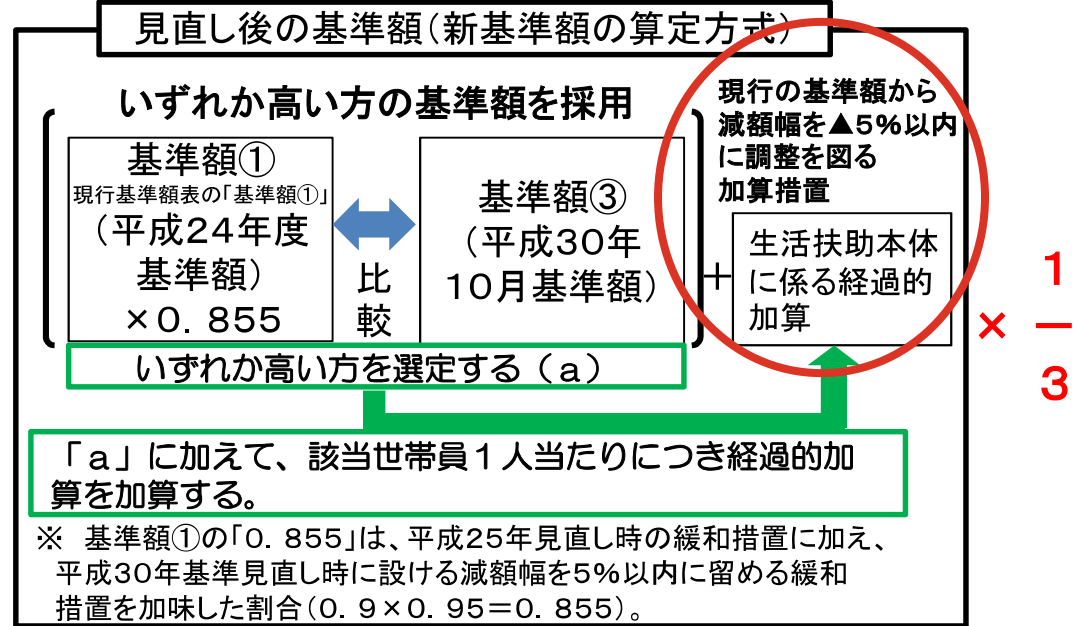
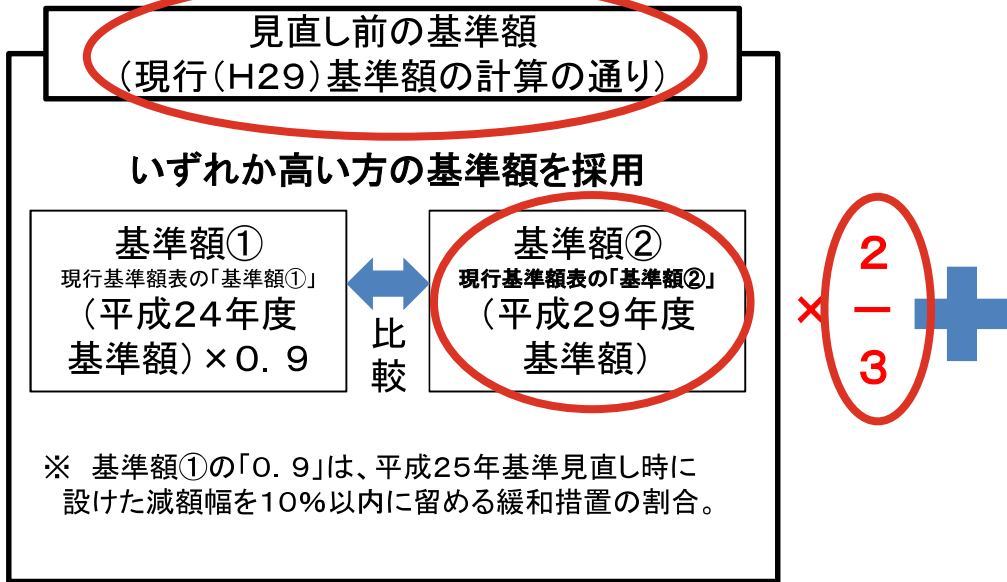


①平成30年10月以降における生活扶助基準額の算出方法の概要

- 平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しについては、見直し前の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置を行う。
- 平成25年8月の生活扶助基準見直しにおいて、平成24年度基準額から減額幅を▲10%以内とする緩和措置を講じており、一部の世帯では、見直し前の基準額が平成24年度基準額を基に設定されていることを踏まえ、「平成24年度基準額表(基準額①)」と「平成30年10月基準額表(基準額③)」の2つの基準額表を設定した上で、現行の基準額から減額幅▲5%以内に調整を図る経過的加算を設けて、生活扶助基準額を算出する。
- また、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間をかけて段階的に基準額を改定を行う。今回の段階的施行は10月を起点として1年間ずつとし、その間の計算方法は以下のとおりである。

施行1年目(平成30年10月～平成31年9月)

(注)端数処理は10円未満は切上げる。



施行2年目(平成31年10月～平成32年9月)



施行3年目以降(平成32年10月～)



※「見直し前の基準額」の計算は不要。

(注) 施行2年目及び3年目以降の基準額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。